

七宗町有自動車（貸出）管理規程

（目的）

第1条 この規程は、七宗町有自動車に関し、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（所有管理）

第2条 七宗町有自動車の管理運営は、七宗町総務課（以下「管理者」という。）が行うものとする。

（運行目的）

第3条 七宗町の行政目的及び学校教育、社会教育等の生涯学習の振興並びに地域活動の利便性を図ることを目的とした場合に運行（貸出）するものとする。また、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用者範囲等）

第4条 七宗町有自動車を運行利用できる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 七宗町が実施する公共的事業
 - (2) 七宗町の各執行機関に属する団体の事業
 - (3) 教育委員会が行う社会教育関係事業及び社会教育団体の事業
 - (4) 通学用スクールバスの代行運転
 - (5) 学校教育課程としての活動又は、学校行事等を実施するため必要があり、かつやむを得ない理由があると管理者が認めた場合
 - (6) 町職員の研修及び厚生に必要があると管理者が認めた場合
 - (7) 区及び自治会の活動に関すること。
 - (8) その他管理者が必要と認めた場合
- 2 利用の許可を得ようとする者又は団体（以下「借受者」という。）が、その運営上利用する理由があり管理者が公用に準ずる（以下「準公用」という。）と認めたとき。
- 3 1日の走行キロ数が300キロメートルを超えるときは、原則として利用しないものとする。ただし、管理者が特に必要であると認めたときはこの限りでない。
- 4 乗員（運転手を除く。）が、申請書によって10人以下又は定員を超えると判断されるときはマイクロバスを利用しないものとする。
- 5 運行利用が競合する場合は、管理者において協議決定する。

（貸出車両）

第5条 前条の利用による貸出車両は、下記の車両とする。

- (1) 日野リエッセII 岐阜230す730
- (2) ダイハツ ハイゼット 岐阜41め8487
- (3) スバル サンバー 岐阜41た672

(4) マツダ タイタン 岐阜400す521

(5) トヨタ ハイエース 岐阜333も730

(利用申請)

第6条 貸出車両を利用する借受者は、利用する10日前までに(別記様式第1号)(七宗町有自動車利用申請書)により管理者に提出し(別記様式第2号)(七宗町有自動車利用許可書)により許可を受けなければならない。また、借受者の申込は関係ある所管の課長が申込責任者となること。

(経費の負担)

第7条 貸出車両を利用した際の燃料費は全て管理者で支払うものとする。ただし、準公用で利用した際の燃料費は、借受者の負担とする。

2 借受者は、貸出し時に貸出車両の燃料が一杯に補充されているかを確認し、返還時には同様の状態にするものとする。

3 前回の借受者が貸出車両を給油していないときは、下表の計算とする。

貸出車両	車両番号	1ℓ当たりの走行距離(端数切り上げ)
日野 リエッセII	岐阜 230 す 730	6 km/ℓ
ダイハツ ハイゼット	岐阜 41 め 8487	12 km/ℓ
スバル サンバー	岐阜 41 た 672	12 km/ℓ
マツダ タイタン	岐阜 400 す 521	9 km/ℓ
トヨタ ハイエース	岐阜 333 も 730	8 km/ℓ

(貸出し及び返還)

第8条 貸出車両については、原則として定められた保管場所から貸出しを行い、同じ場所に返還するものとする。

2 貸出車両を2日以上にわたり利用する場合は、利用ごとに、貸出車両を定められた保管場所に返還するものとする。

3 借受者は、貸出車両の利用中、車内を清潔に保持し、禁酒の遵守に努めなければならない。

4 借受者は、貸出車両の利用を終えたときは、車内外の清掃及び洗車を行い、七宗町有自動車運転日報を記入し、管理者に鍵とともに返還しなければならない。

(運転資格の登録)

第9条 運転者は、あらかじめ町に運転免許証の写しを提出し登録した運転手で事前に管理者の許可を受けている者とする。

(利用の不許可・取消等)

第10条 七宗町有自動車(貸出)管理規程に違反したとき、又は許可の目的以外に利用することが明らかになったとき、管理者は利用の取消又は許可をしないものとする。

(運行の中止)

第11条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、運行時間順路を一部変更又は利用を中止することができる。

(1) 急迫した事態の発生する恐れのある場合又は警報等の発令、指令があった場合

- (2) 気象条件、道路条件等により運行が困難と思われる場合
- (3) その他各号に相当する理由が生じ又は恐れがあると判断された場合
(安全指導)

第12条 七宗町有自動車の運行によって交通事故を起こした場合又は、道路交通法違反に問われた場合、運転者は、法令に定められた措置を取るとともに、速やかに管理者へその詳細を報告し、指示を受けなければならない。

(事故の補償)

第13条 七宗町有自動車の運行により発生した損害賠償は、自動車損害賠償補償法による責任保険（自賠責保険）及び七宗町の加入する全国自治協会自動車損害共済（保険）により支払われる賠償金の範囲を限度として管理者がこれを負担するものとする。ただし、借受人（運転者）の重大な過失及び故意により、七宗町若しくは第三者に損害を与えた場合は、借受人（運転者）がその損害を賠償しなければならない。

2 七宗町有自動車の運行により発生した貸与車両の損害については、管理者がこれを負担するものとする。ただし、借受人（運転者）の重大な過失及び故意により、損害を与えた場合については、この限りではない。

(帳簿等の備付)

第14条 管理者は、運行について車両ごとに次に掲げる帳簿を備え所要の事項を記録し、管理万全を期するものとする。

- (1) 運転日報（別記様式第3号）（七宗町有自動車運転日報）を管理者に提出し点検を受ける。
- (2) 管理簿
- (3) その他必要な帳簿

(準用)

第15条 この規程に定めのない安全運転管理者、整備管理者、自動車台帳及び鍵の管理等については、七宗町自動車等の使用に関する規程を準用する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

七宗町有自動車利用申請書

決 裁	町 長	副 町 長	総務課長	課長補佐	管財係長	係	申込年月日	平成 年 月 日	
							借受者 (申込団体名)	代表者	
							申込責任者	課長 印	
利用年月日		平成 年 月 日 () 自 時 分 ~ 至 時 分							
行 き 先							乗車人員	名	
使用目的									
運転者氏名					利用車両				
所管課により公用・準公用を表示してください。							公用	準公用	

裏面の名簿・行程表に記入または別添を添付してください。

乗 車 員 名 (随 行 職 員 に ○ 印)

名簿・行程表は別添でも可

1		11		21	
2		12		22	
3		13		23	
4		14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17			
8		18			
9		19			
10		20			

日 付	行程表
備考 連絡 先等	

七宗町有自動車利用許可書

利 用 年 月 日	平成 年 月 日()	利用時間	自 ~至
利 用 車 両		利用区分	
責任者(所管課)			
借受者(団体名)			
代 表 者 名			
行 き 先			
利 用 目 的			
運 転 者 名			

利用上の注意

1. 事故の補償については、借受者(運転者)の重大な過失及び故意により、七宗町若しくは第三者に損害を与えた場合は、借受者(運転者)がその損害を賠償しなければならない。
七宗町有自動車(貸出)管理規程第13条
2. 七宗町有自動車の利用後は、七宗町内のガソリンスタンドで、燃料を満タンに給油してください。
3. 公用の場合は、管理者「総務課」で支払います。また、ガソリンスタンドが営業時間外の場合は、申込責任者(関係所管課)が、営業時間内に給油してください。
4. 準公用の場合は、借受者(各種団体)で支払ってください。
5. 前回の借受者が貸出車両を給油していないときは、下表の計算で給油してください。

貸出車両	車両番号	1リットル当たりの走行距離(端数切り上げ)
日野 リエッセII	岐阜 230 す 730	6 km/リットル
ダイハツ ハイゼット	岐阜 41 め 8487	12 km/リットル
スバル サンバー	岐阜 41 た 672	12 km/リットル
マツダ タイタン	岐阜 400 す 521	9 km/リットル
トヨタ ハイエース	岐阜 333 も 730	8 km/リットル

6. 運行前点検及び利用後の点検を必ず行って下さい。
(ボディーの傷は必ず点検して下さい。)
7. 点検後不適な箇所がありましたら必ず係又は、役場総務課へ連絡下さい。
(TEL 48-1111)
8. 車外の洗車、車内外の清掃及び点検を利用者で行って下さい。
9. 利用後は必ず戸締まり、施錠をして下さい。
10. 帰りの遅くなる場合や次の日になる場合にはあらかじめ役場へ連絡して下さい。
(TEL 48-1111)
11. 車内の備品は持ち出さないで下さい。

以上は必ず厳守して下さい。

尚、点検等を怠った時は貸出をしないことがあります。

総務課

七宗町有自動車運転日報		利用年月日	
利用車両		平成	年 月 日
行き先と目的	借受者(利用団体名)	出発前のメーター	
		km	
代表者名	運転者名	終了後のメーター	
(Tel番号 - - -)		km	
点 検 事 項	<p>1. 運転前点検票(裏面)及び利用後の点検を必ず行ってください。 (ボディーの傷は必ず点検)</p> <p>2. 車内、車外の清掃を利用者で行ってください。</p> <p>3. 利用後は、必ず戸締まり、施錠をしてください。</p> <p>4. 点検後不適切な箇所がありましたら必ず係又は、役場総務課へ連絡ください。(Tel48-1111)</p> <p>5. 帰りが遅くなる場合や次の日になる場合にはあらかじめ連絡してください。(Tel48-1111)</p> <p>* 以上を必ず厳守してください。尚、点検等を怠った時は貸出しをしないことがあります。</p> <p>また、車内の備品は持ち出さないでください。</p>		
	走行	給油	備考
	km	リットル	

運行前点検表

月 日

検印	(管理者)		不良箇所及びその装置		
	点検者		日	不良箇所	処置
点検箇所		点検の内容			
前日の異常箇所				異常の有無	
点検	①	タイヤ	空気圧・亀裂・損傷・異常な摩耗・金属片や石などの異物		
		◎エア・タンク	タンク内の凝水		
	②	灯火装置	前照灯・尾灯・番号灯・制動灯等の汚れ・損傷		
		方向指示器	汚れ・損傷		
		反射鏡	汚れ・損傷		
	③	登録番号票 車両番号票	汚れ・損傷		
		ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
		ブレーキ・ペダル	踏みしろ・ブレーキのきき・片ぎき		
		駐車ブレーキ・レバー	引きしろ		
		◎空気圧力計	空気圧縮の上がり具合・空気圧力		
		◎ブレーキ・バルブ	排気音		
		後写鏡	写影		
	④	◎反射鏡	写影		
		②と④ 灯火装置	前照灯・尾灯・番号灯・制動灯等点滅具合		
点検	①	方向指示器	点滅具合		
		タイヤ	溝の深さ		
	③	ラジエータなどの冷却装置	水量・水漏れ		
		潤滑装置	エンジン・オイルの量		
		ファン・ベルト	張り具合・損傷		
④	燃料装置	燃料の量			
燃料補給装置(注)					
エンジンオイル		補給交換量 (注)			
		交換時メーター指示(km)			
備考					
【点検箇所】					
【記入上の注意点】					<ul style="list-style-type: none"> 点検の良否は、異常の無い場合は○印、異常のある場合は、×印をつける。 点検及び整備の実施にあつては、自動車メーカー作成の取扱説明書を参考にすること。 点検Bは「運行前基準」により高速走行(30km/h以上の走行)の予定のないものは行わなくてよいとされているもの(一部を除く) ◎印の点検箇所は、エア・ブレーキまたは反射鏡が装置されている場合に点検する。